

【本会議終了後校正】

28.12.7

一般1日目

山口議員

健 康 福 祉 部

(健康福祉部長内線：4540)

(医療保険政策課長内線：4630)

(健康対策課長内線：4722)

1 糖尿病対策について

糖尿病は、初期の発症段階では自覚症状がなく、適切な治療や生活習慣等を改善しなければ気付かないうちに重症化し、合併症を発症するが、糖尿病対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 本府の糖尿病対策のポイントは、有病者の増加抑制、特定保健指導の指導率向上による血糖値の適正管理、合併症の減少などを目標に、第1次予防の推進、健診受診率向上と疾病の早期発見、重症化の予防である。また、医療体制の充実として、診断・治療体制の整備、地域医療連携体制の構築、継続治療の促進、重症化予防プログラムの実施を行う市町村を支援しているが、府内市町村の重症化予防プログラムの実施状況はどうか。また、市町村の取組に対する本府の具体的な支援策についてはどうか。
- (2) 成果指標として掲げている、①特定健康診査の実施率を平成29年度までに平成22度の41.5%から70%に引き上げること、②特定保健指導の終了率を同じく12%から45%に引き上げること、③新規透析患者の減少など、糖尿病関連の成果指標の進捗状況についてはどうか。
- (3) 糖尿病は、早期治療の開始、日々の生活習慣の改善、軽快になっても油断せず食事・運動に注意することが求められる。適切な管理・治療を継続することで重症化を防ぐことができる疾病でもあり、今後、国との連携や一層の市町村支援も含め、本府としての糖尿病対策の強化についてはどうか。

山口議員の御質問にお答えいたします。

糖尿病対策についてでありますけれども、運動不足や食生活の欧米化等生活習慣の変化等によりまして、「糖尿病が強く疑われる者」の府の推計量は 19 万 8 千人とこの 10 年で約 1.3 倍に増加をしております。

この場合、糖尿病は自覚症状が比較的乏しいために、どうしても放置しがちであって、そこで合併症を発症して、ご指摘のように人工透析、そしてまた失明などに至ることも多く、経済面の負担だけでなく、生活の質の大幅な低下を招くことになりますので、健康寿命延伸のためにも、この対策というものは重要な課題であると思っております。

このために、保健医療計画に平成 20 年から糖尿病対策を重点課題として位置付け、一次予防の推進として、社員食堂メニューの改善など壮年期世代の食育推進ですとか、ウォーキングや体験型ロコモ予防などの運動の取組、また、健診受診率向上のための啓発活動などに、取り組んできたところであります。

その中で、重症化予防プログラムとして、市町村において、健診の結果、糖尿病の疑いのある人への受診勧奨や生活指導に取り組めるように、地区医師会をはじめ関係機関との調整や情報の共有を促進するなど、市町村支援に努めて、昨年度は、14 市町村で実施がされたところであります。

このために、これから特定健康診査等の実施率向上をしていかなければならないというのは、ご指摘のとおりでありまして、実際問題として保健医療計画の中で数値目標を掲げたんですが、改善傾向にはあると特定健康診査実施率は 20 年度 38.1% から 26 年度 44.5% にあがりましたけれども、目標 70% ですから、はるかに及んでいない状況にあります。

特定保健指導実施率は 6.9% から 15.3% と倍以上にはなったんですけども、なんせ目標は 45% ですから、これも遠く及ばないという状況であります。

こうした中で、糖尿病性腎症による透析患者数は、約 300 人前後で推移している現状がありますので、更なる重点化の対策が今必要であります。

そのために、今年度から、重症化予防対策のセカンドステージとして、治療が中断することがないように、健診結果と国保のレセプトデータを組み合わせて、医療機関への受診勧奨ですとか、診療や投薬状況の確認、そして訪問指導や栄養指導などを行うという、モデル事業を 4 つの市で開始をしたところであります。

今後、この結果を検証して、今は都市部が中心となつておりますので、農山村等を含めて、府域全体に取組を拡げるために、きょうと健康長寿・未病改善センターにおいて、地域の医療資源や患者数等も考慮した、モデル市町村を選出していきたいと考えております。医師会や栄養士会、医療保険者などで構成する協議会において、

国のモデルプログラムを参考に治療中断者や血糖コントロールの不良等合併症予備軍の選定や保健指導のフロー図等を盛り込んだガイドラインの策定し、また、管理栄養士等を対象とした糖尿病専門指導者の養成・確保などの検討を行っているところであります。

今後、こうした取り組みを先ほどのモデル事業をしっかりと踏まえて、段階的に全市町村に広げ、合併症患者の減少を図ることにより、健康寿命の延伸につなげていりたいと考えているところであります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【本会議終了後校正】

28.12.7

一般1日目

山口議員

健 康 福祉 部

(健 康 福祉 部 長: 4540)

(健 康 対 策 課 長: 4722)

(質問要旨)

2 アレルギー疾患対策の強化充実について

平成26年6月に成立したアレルギー疾患対策基本法では、地方公共団体の責務として、地域特性に応じた施策を策定し実施するよう努めること、また、都道府県は、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定などが規定されている。現在、国においては、施策推進の義務規定及びアレルギー疾患を統括する部署や担当者の設置を地方公共団体に求める基本指針のたたき台が審議されているが、アレルギー疾患対策の強化充実に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(健康福祉部長)

(1) 本府では、保健医療計画に基づき、府民の健康づくりの推進や医療体制の強化などに取り組み、アレルギー疾患対策では、その重要性を認識しつつ、情報発信、助言体制の整備などに努めてきたが、治療法も確立されていない難治性アレルギーもあり、保健医療計画では難病の中に包含され、目標値等を掲げる対象疾患とはなっていない。基本法施行から1年が経過するが、本府のアレルギー疾患に対するこれまでの取組状況はどうか。

(2) 国の基本指針に則り、本府の推進計画を策定して、アレルギー疾患対策の強化を図るべきと考えるがどうか。また、次期保健医療計画にも、その対策強化を盛り込むべきと考えるがどうか。

アレルギー疾患の強化・充実についてでございますが、約2人に1人、何らかのアレルギー疾患に罹患していると言われる中で、京都府では、アレルギー性鼻炎、ぜん息及びアトピー性皮膚炎の治療を受けている患者数は、平成26年度には37,000人と推計されており、この10年間で約3,000人増加しているところです。

また、全国的には、保育所や学校において、食物アレルギーの患者が、誤食によるアナフィラキシーショックで死亡する事例がおきるなどの問題が生じております。

アレルギー疾患の多くは、適切な医療でコントロールできる反面、自己判断による受診や服薬の中斷は重症化や長期化を招くとともに、治療法の確立していない難治性のアレルギー疾患においては、学校や職場での生活の質の低下がみられるところです。

こうした中、京都府では、保健医療計画に基づき、アレルギー相談員の資格をもつ保健師を養成し、全保健所に配置いたしまして、アレルギー疾患に関する療養相談・保健指導を実施いたしております。

また、専門医や旅館・ホテル、学校、旅行会社などと連携し、アレルギー疾患がある修学旅行生等が京都を訪れても安心して食事・宿泊ができる「食物アレルギー京都おこしやす事業」や、食物アレルギーの原因となります原材料を表示する「食の健康づくり応援店」を増やすなど、環境整備にも取り組んでいるところです。

今後、ますますアレルギー疾患の増加が見込まれる中、医療や相談に係る現状を把握した上で、地域の実情に応じた医療提供体制の整備や、アレルギー予防のための正しい知識について、ホームページ等を活用し府民への情報提供に努めるほか、患者・家族同士で支援・交流のできる場づくりに努めてまいりたいと考えております。

さらに、国の動きも踏まえながら推進計画を策定し、保健医療計画にも位置づけまして、医療・保健の分野のみならず、福祉、教育、就労、環境分野等とも連携して、アレルギー疾患に罹っても安心して生活できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

本会議終了後校正

28.12.7

一般1日目

山口議員

健 康 福祉 部

(健康福祉部長内線: 4540)

(健康福祉部副部長内線: 4541)

(医療課長内線: 4740)

(質問要旨)

3 歯と口の健康づくりの推進について

歯と口の健康づくりの推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(健康福祉部長)

(1) 口の健康は、体全体の健康と密接に関連しており、心臓病、肺炎、動脈硬化など多くの疾患と繋がっていることから、口の健康を守ることが寿命の延伸になる。歯科医や歯科衛生士の適切な指導のもと、歯磨きや咀嚼などを意識的に改善することで大きな成果を上げている自治体もあり、また、歯が多く残っている人ほど年間医療費が少ないことが実証されている。高齢者が増加する中、このような成人歯科保健事業の充実、歯科の健康診査を幅広く歯科医師会との連携のもと、一層推進すべきと考えるがどうか。

(2) 歯科医療には、歯科衛生士、歯科技工士の歯科医師以外のスタッフによって成り立っているが、両職種とも人材不足が指摘されている。また、歯科衛生士は大半が女性であり、結婚・出産を機に離職する方が多く、保育士と並び潜在数は多いが再就職へのインセンティブがなければ、再就職が困難な実態がある。歯科技工士も全国的に志望する人が減少傾向にあり、今年度、全国歯科技工士養成所では、定員の57%しか集まっていない厳しい現状にある。高齢者社会における歯科医療を考えると、治療する歯科医師、口腔内の健康を守る歯科衛生士、適切な義歯を作る歯科技工士の3者がスクラムを組み、歯科医療を提供することが重要であり、歯科衛生士や歯科技工士の人材確保について、関係団体との連携のもと、本府として、どのように取り組むのか。

(答弁骨子)

次に、歯と口の健康づくりについてでございますが、歯周病が歯を喪失する主な原因であるとともに、心臓病や糖尿病など生活習慣病や認知症にも影響を与えると言われており、成人期においては、定期的な歯科健診及び適切な保健指導を受け、歯周病の予防をはじめ、歯と口の健康を保持することが重要であります。

平成 23 年度の京都府民歯科保健実態調査では、60 歳代で進行した歯周病があるといわれた方は、62.9%と、国の平均 51.6%と比較しても進行した歯周病がある方の割合が高い状況です。

こうした中、京都府では、平成 26 年 3 月に策定いたしました「京都府歯と口の健康づくり基本計画」に基づきまして、成人期の歯科保健対策として、職域における、歯科医師会と連携した歯周病予防啓発や歯科衛生士による保健指導の実施、市町村における、歯周病検診や妊産婦歯科健診の実施などに取り組んでまいりました。

この結果、歯周病予防啓発事業を実施します事業所数は、約 2 倍に増加し、歯科衛生士による保健指導に、毎年約 1,000 名の方が受診されています。

一方、17 市町村において、成人歯科健診に取り組まれているものの、受診者数が約 4,000 人に止まっている状況にあります。

【歯科衛生士、歯科技工士を巡る現状と課題】

次に、歯科衛生士、歯科技工士の人材確保についてであります。平成 26 年末、京都府内で就業している歯科衛生士は 2,043 人、歯科技工士は 505 人で、人口 10 万人当たり、それぞれ 78.3 人、19.3 人といずれも全国平均を下回っております。

こうした中、歯科衛生士につきましては、府内の養成校が、平成 25 年度に 1 校から 2 校となり、更に今年度から夜間コースも開設され、府内の養成校の定員は 50 名から 200 名と増加し、府内の人材確保につながるものと期待しているところであります。

しかしながら、歯科衛生士はほとんどが女性であり、結婚や出産等より離職することが多いことから、今年度から歯科医師会や歯科衛生士会と連携し、潜在歯科衛生士に対する復職支援研修を開始したところです。

一方、歯科技工士につきましては、全国 53 カ所の養成校の志願者は減少傾向にあり、府内の養成校においても定員充足率が 70% と全国に比べ高いものの、定員割れが生じている状況にあります。

このため、京都府では、職場定着を一層推進するため歯科技工士会と連携し、養成校の卒業者に対し生涯学習の一環として技術向上研修を開催するなど必要な支援を行っているところです。

【今後の取り組み】

超高齢社会が進展する中、いつまでも自分で噛み、歯で食べることのできる機能を維持するためには、訪問歯科指導を担う歯科衛生士や義歯調整等を行う歯科技工士の果たす役割はますます高まっていることから、引き続き就労復帰支援や職場定着支援といった人材確保対策に関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

教育長答弁おこし

平成 28 年 12 月
府 議 会 定 例 会

山口議員の質問に対する

4 教育問題について

教育長答弁資料

教 育 委 員 会

28.12.7 一般1日目

山 口 議 員

教 育 委 員 会

(教 育 長内線：5660)
(教 職 員 課 長内線：5785)
(保 健 体 育 課 長内線：5860)

(質 問 要 旨)

4 教育問題について

教員の多忙な現状を改善するとともに、部活動も併せて適切な体制で実施すべきと考えるが、教育問題に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(教 育 長)

- (1) 本年6月、文部科学省では「学校現場における業務の適正化に向けて」の中で、教員の部活動の負担を大胆に軽減するため、中学校の休養日の設定状況や運動部活動の総合的なガイドラインの策定、部活動指導員の制度化・配置促進等が盛り込まれたが、本来、教員は教育の専門家であり、スポーツや文化活動の指導者ではなく、根本的な改善には、文部科学省、教育委員会、学校、保護者、生徒、地域の協力が不可欠である。府教育委員会として、部活動における顧問教員の過剰ともいえる勤務実態をどのように認識しているのか。また、今後の改善方策についてどのように考えているのか。
- (2) 部活動指導員の効果的な導入について、タイムスケジュールを含め、所見を伺いたい。
- (3) レベルが高く伝統的に強く、全国的にも著名なスポーツ競技や文化部門の部活動も、本府では多く展開している。本人の強い意志や希望、保護者の期待、魅力ある学校づくりの一環としての部活動も、求められてきた側面はあるが、期待に応えつつも、関係する誰もが過重とならない多様な部活動のあり方について、今後の基本的な考え方はどうか。

(教育長答弁)

山口議員の御質問にお答えをいたします。

部活動における教員の勤務実態についてでございますが、土日の両日活動している部は、先ほどの御指摘にもございましたように、中学校で約2割、高校で約3割あり、両日とも4時間以上業務に従事している教員は、中学・高校とも約2割となっております。

また、平日につきましては、中学校で半数以上、高等学校で約半数の部が毎日活動し、教員は部活動の指導を終えた後に、その他の業務を行うなど、活発に活動している部を指導する教員ほど、勤務時間が長い傾向にあると認識いたしております。

そのため、府教育委員会では、運動部活動指導ハンドブック等を通じまして、適切

な活動計画を示しますとともに、地域のスポーツ指導者等を外部指導者として学校に派遣し、教員の負担軽減に努めてきたところでございます。

こうした取組に加えまして、本年度は、新たなアクションプランといったしまして「学校の組織力向上プラン」を検討しているところでございます。

その中で、京都府としての部活動指針の策定や部活動指導員の導入などに取り組むことといったしております。

部活動指針につきましては、国が策定を予定しております「総合的なガイドライン」を踏まえまして、市町教育委員会や関係機関の御意見も伺いながら、京都府としての指針を策定し、休養日の設定等を通じ部活動の運営などの適正化を促進して参りたいと考えております。

部活動指導員につきましては、単独で

部活動の指導や対外試合の引率を行うことができ

る人材といったしまして、国において、来年度からの制度化に向けての検討が現在進められ

ており、京都府におきましても、できるだけ早期の導入に向けまして、先ずは本府の実情に応じた効果的な配置の在り方について、検討を進めていきたいと考えております。

次に、部活動の在り方についてでございますが、競技力に重点を置いて、活発に活動している部が数多く見受けられることは事実でございます。

私自身も高等学校の校長として長年勤務いたしましたけれども、様々な部を見て参りましたけれども、例えば野球部で甲子園に出場したとか、全国大会で団体の優勝経験も二度ございますけれども、

競技力は単純にその練習量や練習時間に比例するものではなくて、生徒の健康面に配慮して、バランスのとれた生活や成長につながるよう、保護者の理解を得ながら、部活動の休養日や活動時間を適切に設定していくことが重要であるというふうに考えております。

府教育委員会といたしましては、今後策定することといたしております「部活動指針」におきまして、医科学的見地から練習の量から質への変化を促すとともに、適切な休養日を設定するなど、一定のルールを示すこととし、部活動が、生徒や教員の過重な負担とならないよう、関係機関等と連携を図りながら取り組んで参りたいと考えております。